

中国朝鮮族の移動と中国の社会保障

—戸籍制度と「単位」制度から—

宮 島 美 花 (香川大学)

1. はじめに

(1) 問題意識

本論文は、日本滞在経験を持つ中国朝鮮族女性に関する事例研究を行い、その生活世界の理解を通じて、中国朝鮮族の移動と社会保障の関係について考察するものである。

かつて移動の傾向は、移動先への永住を前提・目的とした一回限りの一方向の移住にあった。しかし、国際移住機関 (IOM) 報告書によると、このようなタイプの移動はもはや少数となり、今日の国際移動は、ますます一時的で、双方向ないし循環的で、多方向の傾向を示している。一生のうち1つ以上の社会に所属し、いくつかの異なる国で、教育を受け、働き、子どもを育て、退職し老後を迎えることが可能になり、更には一般的になってきている (IOM, 2006, pp.2-3)。いつでも母国との間を行き来し、いつ第3国に移るかもしれないので、定住は永住の意図なく選択され、また、かつてほど同化を強制されずに定住に帰着する。平野は、国民の同質性を前提とする国民国家にとって、異質なまま存在しようとする異質な人々の集団を多数包摂しなくてはならない今日の状況は、本質的に困難をもたらす状況であると指摘する (平野、2004、p.2)。

双方向・多方向な移動を繰り返す者のなかには、家族の構成員が国境を越えて分散しており、家族の紐帯によって行き来が行われている場合が含まれる。交通の発達などによって、離れていながらも、家族の構成員が相互に頻繁に往来し繋がりを保つことは以前よりもはるかに容易になった。今日では、家族ひとりひとりの住居、働く場、保育・教育・介護・医療などを受ける場などが、国内では自治体の境界を跨いで、或いは国境を跨いで離れている場合がますます増加している。

しかし、移動は以前よりも容易になったといえども、社会保障システムは国や自治体といった行政区界ごとに成り立っているため、離れて暮らす家族が相互に頻繁に往来するような生活には、不便や不利益が伴う。そこでは、いかなる不便、不利益、制約などが、どのように工夫・解決されているのであろうか。

社会保障について「誰もが承認する定義を下すことは容易ではない」が、「国家の責任において、すべての国民に最低限の生活の保障をめざすもの」という共通認識が支配的であり (足立、1993、p.1)、移動者が移動先でも社会保障を享受できるような国際的な取り決めや制度が整っているとは言い難い。1990年12月18日に国連総

キーワード：

中国朝鮮族、移民、生活史、社会保障、中国

会で採択された「全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」第27条は、社会保障に関して、移住労働者とその家族は就労国でその国の国民と同じ処遇を享受できると定めている。しかし、批准国は移民の送り出し国を中心に47カ国（2014年2月12日現在）に過ぎず、移民の受け入れ国となっている先進国はいずれも参加していない¹。そのため、移民の社会保障の状況は国ごとに大きく異なっているのが現状である。

社会保障を国家が国民に最低限の生活を保障するものと捉える認識が強い状況のなかで、移動する人々の視点から、移民とその家族たちの社会保障や、国境を跨いで分散し国境を跨いだ生活空間に生きる家族の社会保障の問題に関心を寄せる先行研究は少ない。移動の主流傾向が移動先への永住を前提・目的とした移住にあった時代には、移民の受け入れ国の主たる政策課題は移民のホスト社会への統合であった。そのため、移民や移動する人々を扱う研究分析も、すでに入国した外国人をいかに社会に統合するかという意味での「統合パラダイム」を前提としてきた。「同化」も「エスニックな多元主義」も、いずれもこの「統合パラダイム」に属しており（梶田・小倉、2002、pp.9-10）、移動者とその家族たちが国境を跨いだ生活空間に生きているケースや、そこに付随する諸問題はあまり考慮されてこなかった。

しかし、移動傾向が双方向・多方向のものへと変化を示すようになると、例えばアメリカのメキシコ人労働者や、アルザスの越境通勤者といった事例から「ライフサイクルに組み込まれた移動」（梶田・小倉、2002、p.9）に研究関心が寄せられるようになった。これまで「トランスナショナルな空間」は、機構ないし制度としてのそれを念頭に考えられがちであったが（梶田・小倉、2002、pp.9-10）、その解明のために個人や集団の「生活世界（life-world）」（Faist, 2000; 2006）のような国境を跨ぐ社会的紐帯に注目す

る研究が見られるようになってきている。ファイスト（Faist）の研究は、①送金を行う契約労働者のようなトランスナショナルな親族集団、②華商や印僑の通商ネットワーク、③ユダヤ人、クルド人のようなディアスポラによる「トランスナショナルな社会空間（transnational social space）」に注目する。とりわけ、ファイストは、マクロ・レベル（送り出し・受け入れ国家間や国際システムにおける政治・経済・文化的構造）とミクロ・レベル（生存や豊かさを求める移住者側の要因）から説明されてきた移民や移動の問題に、マクロとミクロをつなぐメゾ・レベル（移住者・移住集団の社会的紐帯と、そこからもたらされる社会資本）の視点を加え、トランスナショナルな社会空間を形成し支えるメゾ・レベル構造に注目を傾ける（Faist, 2000, pp.30-31,102,203）。クラインシュミット（Kleinschmidt, 2011）は、「トランスナショナルな社会空間」を、個人アクターが日常の行為を通じて構築する「空間的実体」と説明する。また、「トランスナショナルな社会空間」が最もわかりやすい形であられたもの（most obvious representation）が地域（region）であり、移民・移動者を「トランスナショナルな社会空間」の自律的な作り手（autonomous maker）ととらえる。

(2) 中国朝鮮族の移動と家族分散

離れて暮らす家族が相互に頻繁に往来するような生活には、社会保障サービスを利用する上で、いかなる不便、不利益、制約などが存在し、それらはどのように工夫・解決されているのであろうか。家族分散と双方向・多方向の移動との特徴を顕著に兼ね備えている集団のひとつとして、本稿では、中国朝鮮族の事例を取り上げる。

中国朝鮮族（以下、朝鮮族と略す）とは、中国国籍を持ち、中国のいち少数民族として、歴史的に主に中国の東北地方に集住してきた約200万人のコリアンである。うち約80万人は、彼らの民族自治区である吉林省東端の延辺朝鮮族自

治州（州都は延吉市）に集住している。彼らは、1990年代以降、中国の東北地方から、北京や上海など国内大都市や海外へ活発に移動するようになってきている。海外への移動は、主として中韓国交樹立（1992年）に伴う韓国への出稼ぎ、次いで日本の留学生受入拡大政策（1990年）に端を発する日本への留学・就学、ソ連崩壊を契機としたロシアへの生活雑貨の行商が多い（金・浅野、2012、pp.53-54）。在韓朝鮮族は約50万人に達し、韓国の総人口の1%を超えた²。全朝鮮族の約4分の1が韓国に移動し暮らしていることになる。日本には、推定5万人から10万人の朝鮮族が移動し暮らしていると報道されている³。

出入国や在留外国人関連の統計のなかで朝鮮族だけを取り出せる形式で記録し公表している国は韓国のみであり、韓国以外の国への移動、中国国内の移動、そして朝鮮族の人口移動の全体像を統計的に把握することは極めて困難である。しかし、全朝鮮族の約4分の1が韓国に移動し暮らしていること、延辺州の朝鮮族人口比率が、自治州が成立した1952年の60.95%から、今日では36.50%（2011年）へと減少してきていること（『延辺統計年鑑』1996、2012）、農村就労人口の転出率が中国全国平均9%に対し朝鮮族は17～20%（岡本、2001、p.105）であることなど、一連の断片的な数字が、朝鮮族の移動が「過流動」ないし「過剰」（佐々木、2001、pp.307, 312）の状況であることを物語っている。グローバル化のなか中国全体で移動が活発化しているが、朝鮮族の人口移動率は中国の56民族の中でも「群を抜いて高」く（岡本、2001、p.105）、中国全体平均を上回っていることは疑いを入れない。

本稿では、日本滞在経験のある朝鮮族の事例を取り扱うが、朝鮮族の日本への移動者の多さはひとつには日本語学習者が多いことによる。本田によると、1990年当時、中国の日本語学習者の3人に1人は朝鮮族であり、当時の朝鮮族総人口の4%に達する人口当たりの日本語学習率は他に

類を見ない高さである⁴。

しかし同時に、中国東北地方の朝鮮族社会では急速な人口流出と家族の分散が進んでいる。金・浅野（2012、p.54）は、国有企業改革のなかでリストラが押し進められたため、現地（延辺）の生活実感では実質的失業率は5割を下ることはなく、世帯単位では4～5割の朝鮮族世帯に移動者がいると推定する。今日、延辺州の朝鮮族学生のうち「欠損家庭」（両親とも、または両親のうちのひとりが同居しておらず不在である家庭）の割合は、朝鮮族学生総数の53.9%を占める⁵。2012年の延吉空港の利用旅客数は延108万人、そのうち国際航空便の利用旅客数は延39万人で東北3省における首位となった。ソウル—延吉を2時間半で繋ぐ直行の定期航空路線は1日平均3便（3往復）が就航しているが、座席の販売率は92%（2012年）で、利用者の多さに供給が追い付いていない状況である⁶。飛行機の利用者の中には、韓国在住の親と中国の祖父母の間を行ったり来たりしながら養育されている乳幼児・未就学児、中国の祖父母に育てられ学校の長期休みを親のいる韓国で過ごす子ども、親と韓国で暮らしているが長期休みを中国の祖父母で過ごす子ども、韓国人男性と朝鮮族女性のもとに生まれた子どもなど、子どもの乗客が含まれている（宮島、2007、pp.121-122）。

家族分散の中で朝鮮族が直面する社会保障上の問題を理解するためには、彼らが分散する各国の社会保障制度と、その相互関係を明らかにする必要がある。特に、中国および主要な移動先である韓国・日本の社会保障制度それぞれの内容と、その相互関係を明らかにする必要があるが、紙面の制約上、本稿でそのすべてを取り扱うことができない。中国は、彼らの移動の移動元であり、かつ彼らが帰国する場合には移動先となる。韓国の社会保障制度については別稿に整理することとし、本稿では、日中間の移動と中国の社会保障制度について取り扱う。

(3) 研究の目的、構成

本稿の目的は、第一に、生活史の聞き取り調査の手法を用いて、日中間の移動を念頭におきながら、行政区界ごとに断ち切られる社会保障が、朝鮮族の個々の人生の中でいかにつなぎ直されてきたか、という彼らの生きる工夫を記述し、行政区界ごとに断ち切られる社会保障制度のはざまを生きる彼らの生活世界を理解することである。第二に、彼らの生活世界の理解を通じて、彼らの移動と社会保障の関係を明らかにすることである。

本稿の構成は以下のとおりである。移民の社会保障を保障する国際的な枠組みが整っていない現状において、中国国籍をもつ朝鮮族が日中間を移動した場合に起こる社会保障の制度上の諸問題は、日中間を移動した中国人全般に起こりうると考えられる。韓国の場合は、中国人一般と在外同胞である朝鮮族とを、行政上、区別する部分があるが、日本においては中国人一般と朝鮮族は区別がされないためである。そのため2.においては、まず、中国人全体にかかわる、全般的な中国の社会保障制度の変遷を概観する。中国の社会保障制度は、都市と農村をわける戸籍制度によって自由な移動を制限し、閉じられた空間ごとに住民への社会保障サービスが提供されることを前提にしてきた。この人口移動の管理は、戸籍制度単独では機能しえず、「単位 (dan wei)」と呼ばれる職場 (所属先、勤め先) ごとに社会保障サービスの提供が行われる「単位」制度と関連して機能した。そのため、戸籍制度と「単位」制度に注目しながら、中国の社会保障制度の変遷を「戸籍制度の形成期 (1949～1958年)」「移動制限の時期 (1958～1978年)」「移動の緩和の時期 (1978年～今日)」に分けて、時系列に整理する。

3. では、生活史の聞き取り調査によって得られた口述資料を使用する際の留意点等を示したうえで、日本滞在経験のある朝鮮族女性の生活史の5事例を提示する。日中間を移動し分散した家族の社会保障上の問題を考えるために、本稿では、

日中間を移動し、家族分散のなかで出産・育児を経験してきた朝鮮族の事例を取り上げることとし、日本滞在経験のある、既婚で、子どものいる女性に関する研究を行う。

4. では、5事例から得られる知見を整理し、朝鮮族の移動の契機と社会保障の関連について指摘する。その際に、2. で概観した制度と3. で見た事例とを照らし合わせ、日本に移動した中国人全般に共通する部分と、特に朝鮮族に顕著に指摘できる部分とを区別して記述する。最後に今後の課題を示して論を結ぶ。

2. 戸籍制度と社会保障の変遷

ひとくちに社会保障といっても、保障の内容すなわち社会保障がカバーする生活上のリスクは、傷病、障害、失業、労働災害、職業病、老齢、遺族、孤児、離婚、多子、出産、公害、自然災害、戦争、貧困などと広範囲であり、制度としての社会保障は、公的扶助と社会保険を「伝統的な2本の柱」として構成される。公的扶助は、生活保護など「貧困に苦しむ人々を無償で救済すること」を内容とする。これに対し、社会保険は、例えば年金のように、「無償ではなく給付を受けるためには保険料という形であらかじめの拠出を前提に課す制度」である (足立、1993、pp.4-7)。

上記のような社会保障制度は資本主義社会で発展してきたものであり、完全雇用、終身雇用のもとで失業者はいないとされた社会主義社会の「社会保障」をそれと同一視することはできないとして、中国の社会保障について、計画経済期の「社会保障」制度と、改革開放政策を導入した後の社会保障制度とを、「質的に異なる2つの制度」とする理解が存在する。そこでは、改革開放政策を導入した後、特に1990年代になって急速に進められている社会保障改革は「資本主義的な社会保障制度体系を中国において構築する改革」ととらえられる (田多、2004、pp.2-9; 御手洗、2013、p.88)。

本研究は、計画経済期の「社会保障」と、改革開放政策を導入した後の社会保障という「質的に異なる2つの制度」について、その制度研究を行うおうとするものではなく、移動する人の視点から、個々人のこれまでの人生のなかで経験された、あるいは生活体験の背景にある、一連の中国の社会保障の状況を明らかにしようとするものである。そこで、本稿では移動を管理・制限する戸籍制度および「単位」制度のもとで実施されてきた社会保障に関して、人々の日常生活にとりわけ密接な分野として、食糧供給、住宅供給、教育、医療、年金の5項目に関して、時系列に整理を行う。

(1) 戸籍制度の形成期 (1949～1958年)

鎌田(2010)や毛(2012)の先行研究は、中華人民共和国成立(1949年)以後の戸籍制度をおおむね三つの段階に分けて整理している。

1954年に新中国で最初に制定された憲法の第90条では「公民は居住と移転の自由を有する」と定めている。1975年の憲法改正でこの条文は削除され、その後の憲法改正でも今日まで削除されたままとなっている⁷。戸籍制度の形成期である1949～1958年の中国経済を見ると、1953年に第一次5カ年計画が始まり、1955年からは農業集団化、商工業での公有化が進んだ。食料の国家管理が開始され、農民は農業集団組織で働き、都市住民に対する「糧票」(食糧配給切符)の配布が始まった。都市部では第一次5カ年計画による工業化の進展により雇用機会が増加し、特に制度的に移動が制限されていたわけではなかったこともあり、農村にはない福祉サービスが受けられる都市生活を求めて農民が家族とともに都市に流入した。政府は、都市人口が急増すると、都市住民への就業機会、食糧、住宅、教育・交通・医療等の公共サービスの提供が困難となり、社会秩序が混乱することを危惧するようになった。1957年「農村人口の盲目的な流出の阻止に関する指示」が出され、そこでは①公安機関は戸籍管理を厳格

に行い、流入した農民に都市戸籍を与えない、②食糧部門は都市戸籍を有しない者に食糧を供給しない、③都市の企業による無断の労働者募集を禁止する、等の統制の方針が示された。ここに、移動を阻止するための手段として、戸籍管理と食糧供給が結合されることとなり、1958年に移動制限の方針が制度化されることとなった(鎌田、2010、p.53-54)。

(2) 移動制限の時期 (1958～1978年)

1958年に「戸籍登記条例」が公布・施行された。現在も有効であるこの条例は、戸籍(中国語で「戸口」)を都市戸籍(「城市戸口」、表記上は「非農」と農村戸籍(「農村戸口」)に分け、特に農村戸籍者の都市への移動を制限する。戸籍の移転条件について同条例は「公民が農村から都市に移転する場合には、都市の労働部門の採用証明書、学校の合格通知書、又は都市戸籍登記機関の転入許可証明書を持参し、常住地の戸籍登記機関に申請して、転出手続きをとらなければならない」(第10条)と定めている⁸。農村から都市への戸籍の移転条件は、国務院が1964年と1977年に了承した公安部の戸籍移転規定で更に厳しいものとなり(都市住民と結婚した農村人口も戸籍を都市へ転入してはならない、など)、実際に移転条件を満たすのは困難で、農村から都市への移転の道は、大学に入るか軍に入るといった限られた手段を用いるほかは、事実上閉ざされることとなった。

都市から農村への移動、同じ都市のなかでの移動、大都市から中小都市への移動は比較的容易で、これに対し、農村から都市への移動、中小都市から大都市、とりわけ北京、上海、天津、武漢、広州の5大都市への戸籍の移動は困難であった。

この人口移動の管理・制限は、戸籍制度単独では機能しえず、「単位(dan wei)」と呼ばれる職場(所属先、勤め先)ごとに社会保障サービスの提供が行われる「単位」制度と関連して機能した。都市戸籍を持つ者は「単位」と呼ばれる職場に所

属し、「単位」は従業員に対し、住宅配分、食糧配給、医療、年金などの社会保障サービスを退職後も生涯にわたって無償で提供した。日本では、政府、主に地方自治体が、社会保険、社会福祉などの社会機能を果たすが、中国では「単位」が、老後の面倒といった政府の社会機能までも引き受ける自己完結的な職場となってきた。職場が変わる、ということは、所属「単位」の変更であり、移動先の「単位」の許可を得て、その「単位」を通じて戸籍移動の手続を行う。所属「単位」の変更には、「単位」が保管する各人の「人事档案」（以下、档案と略）の移動を伴った。档案は、先祖の階級をもとにした「本人成分」から始まり、家族構成、学校成績・党歴・就職・結婚・犯罪歴といった個人の経歴、思想等のあらゆる個人情報が含まれている履歴書類である。その内容は非公開で、本人でも自由に見ることができない秘密文書的な書類であり、生涯にわたって従業員に社会保障サービスを提供する所属「単位」が、従業員の档案を管理し保管する。

戸籍には、都市戸籍と農村戸籍の区別のほか、大学生や軍人を管理する特別な戸籍として集団戸籍がある。大学に入学すると家族の戸籍から離脱し、大学の集団戸籍に登録される。卒業後は政府による分配で就職し、職場へ戸籍及び档案を移動する。軍も同様で、軍隊に入ると軍の集団戸籍に登録される。大学への入学は、多くの農村の若者にとって都市に就職し都市戸籍を入手する唯一の方法と考えられ、受験競争に拍車をかけてきた（鎌田、2010、pp.54-55; 毛、2012、pp.64,134-135）。

移動が制限された空間の中で、都市戸籍を持つ者が「単位」から各種の社会保障サービスを受けるのに対し、農村戸籍を持つ農民は同等の社会保障サービスを受けられない。厳は、このような社会保障上の待遇格差は「構造的な問題」であり、中国では「農民」とは単に職業を指すのではなく「1つの社会的身分」を意味していると指摘する

（厳、2002、p.60）。農村戸籍者と都市戸籍者の間に発生した格差を、食糧供給、住宅供給、教育、医療、年金の5分野について以下に整理する。

①食糧等：居住している都市の都市戸籍を持つ都市住民は、食糧、副食品（植物油、肉、塩など）、日常生活品（石鹸、燃料、布など）について低価格の配給品を入手できたが、農民は自給自足を余儀なくされた。農村戸籍者が一時的に都市に滞在できても、配給切符を受けていないので、これらを買うことができない。

②住宅：都市住民は、所属する企業や事業体といった「単位」を通じて住宅が無料で提供されていた一方で、農村にはそのような制度はなく、住居費用は自弁しなければならない。

③教育：教育は基本的に戸籍の所在地でしか受けることができない。都市部の初等・中等教育は、設備投資などを含めて政府からの財政支援があるため、学費の徴収は軽微であった。農村部では、政府の財政援助がないため、保護者が諸費用のすべてを負担しなければならない。大学の入学者選抜においては、大学所在都市の出身者をより多く採用する傾斜配分がある。

④医療：国有企業労働者、公務員・教員・軍人等の都市住民、大学生は、公費医療制度を利用できる。これに対し、農民は全額自己負担しなければならなかった。

⑤年金：公務員、国有企業労働者、地方政府所有の集団所有制企業の労働者は、定年退職後に勤務年数に応じて毎月の年金が終身支給されるが、農民にはそのような制度はなかった（鎌田、2010、p.56; 毛、2012、pp.136-137）。

つまり、この時期の中国は、移動を抑制・管理し、農民の福祉を切り捨てながら、都市労働者に対して国家財源によって（＝個人の保険料納付を伴わずに）「高就業（完全就業）、高福祉、低賃金」の社会政策を実施してきたと整理できる（陳、2004、pp.115-123）。

(3) 移動の緩和の時期 (1978年～今日)

改革開放路線 (1978年) が進められると、農村では 1982年に人民公社が廃止され、1983年から各農家の世帯単位による土地請負制 (責任生産制、中国語で「承包責任制」) が普及する。人民公社時代の集団による管理体制の形態から、各農家では一定量の農作物を国家に上納すれば、それ以外の農作物については自由に処分・販売してよいこととなった。農業生産性が向上し、農村に起こった余剰労働力が都市労働力の予備軍となった⁹。都市部では、国有企業改革が進み、個人経営、外国資本との合弁経営など多様な経営形態が生まれ、経済活動が活発化した。農村に起こった余剰労働力は、市場経済が発展し労働力需要が増大した都市へと向かった。

ここに移動人口を把握・管理する必要が生じ、「居民身分証条例」(1985年)によって全国統一の「居民身分証」制度が実施された。都市・農村を問わず、軍人等を除くすべての中国公民は、自身の戸籍所在地の公安局から居民身分証の発給を受けることになった。しかし、終身不変のID番号が割り当てられる「居民身分証」は、個人確認の手段になるが、現住所ではなく戸籍住所が記載されるもので、現住所の自治体から社会保障等の行政サービスの提供を受けるための基盤としては機能していない。また、「都市暫住人口管理暫定規定」(1985年)によって、戸籍所在地以外の土地に暮らす人に、条件付きで実際の居住地の暫定居住証、居住証、暫定戸籍が発行されることとなった。居住証を持つ者は多くの行政サービスを居住地で受けられるようになってきているが、すべての行政サービスを受けることができるわけではない。その都市に住む都市戸籍保有者が享受する社会保障サービス、例えば医療、教育の保障が受けられないケースがほとんどである。

都市部へ移動した農村戸籍者とその家族・子女の増加によって、移動先で十分な社会保障サービスを享受し得ないことが社会問題化しており、制

度を見直す動きが出てきている。2002年、二元的な戸籍制度を漸次解消する政策目標が打ち出され、国務院は、地方都市では、ビジネスを起こした者、企業などに雇用される管理者、専門技術者、住宅を購入した者の戸籍を都市戸籍に変更できるように指示した。以後、各地方政府はそれぞれの政策によって、上記の条件に該当する者や高額納税者などに都市居住証ないし都市戸籍を与えるように政策を展開した (鎌田、2010、pp.55-56; 毛、2012、pp.138-140)。

また、1980年代の半ばごろからの国有企業改革が、社会保障改革・「単位」制度改革の側面も伴って進められた。企業が従業員の生活を一生涯にわたって面倒をみる「単位」制度では、中国の高齢化が進展し、退職者の現役労働者に対する比率が大きくなるにつれて、企業にとって社会保障の負担は過重なものとなり、企業本来の経済機能を一層圧迫した。そのため、一般企業における医療や年金の分野で、個人がそれぞれ保険に加入し保険料を払って保障を受けるように、社会保障制度の改革が進められることとなった。退職した従業員は、自身で購入したマイホームに居住して職場とは無縁の生活を送るようになり、都市生活者の生活は、「単位」を基盤にした生活から、住んでいる地区 (「社区」) を基盤にしたものへと移行していつている。中国の社会保障の諸問題は、都市戸籍と農村戸籍とに分けられた二元的な戸籍制度と「単位」制度との両面から起こってきた問題であるので、その改革も、その両方から行われている。

中国の社会保険制度は地方政府に大きな裁量権が与えられているため、地方ごとに不統一である。全国的な統一性を保つため、2010年10月、中華人民共和国社会保険法が發布された (2011年7月施行)。同法は、社会保険分野における中国で初めての総合的な法律であり、「養老保険」(年金保険)、「医療保険」(健康保険)、「労災保険」、「失業保険」、「生育保険」(出産育児保険)にかか

る関連規定を定める。

戸籍制度改革および「単位」制度改革を伴った、社会保障制度全体を改革しようとする動きが急速に進展しているが、いずれも地方ごとに進められ改革の内容も段階も様々で、現時点でこれを総合的に理解することは極めて困難である。そのため先行研究は特定の一部分に特化して行われる場合が多く、その際には農村戸籍と都市戸籍を区別する二元的な戸籍制度に注目する研究が多い。個人がそれぞれ保険に加入し保険料を支払う社会保険を導入した社会保障制度への移行が進んでいるが、一部の「単位」は所属者に従来の通りの優遇的な社会保障の提供を続けており、改革の中で形を変えて存続する「単位」制度までを考慮に含める研究は少ない¹⁰。

前節で5点に整理して述べた農村戸籍者と都市戸籍者の間の待遇格差が、この時期にいかに変化したかを以下に整理する。

①食糧等：1990年代は食糧問題が存在しなくなったので、都市部の食糧の配給制度は1993年までに廃止された。経済成長と市場経済の構築で、戸籍がなくとも食糧等が都市で自由に購入できるようになった（鎌田、2010、p.57）。

②住宅：住宅政策の改革で住宅が個人所有へ漸次移行した。所属する「単位」から現在使用している住宅を割安で購入できるようになったほか、都市開発で新規の住宅商品を売買できるようになった。都市で家を買えるようになったので、一部農村戸籍者が都市で自宅を購入し、都市で生活するようになった（毛、2012、p.141）。

③教育：都市に移動した農村戸籍者の子供は、都市の戸籍を持たないので、居住地の学校に入学できずに、農民工学校が設置されることが多くみられた。都市によっては、都市の学校に農村戸籍の子供の入学を認めるが、入学や通学にあたっては、「借読費」（農村戸籍の子どもが都市の学校に通うときに納める費用）や「賛助費」（学校に対する援助金）等の名目で3,000元以上を納入

しなければならない（毛、2012、p.141；張海英、2006、pp.157-158；張英莉、2005、p.24）。

都市戸籍者に対する大学入学者の傾斜配分の優遇、大学受験は戸籍所在地で参加しなくてはならない等、都市在住の農村戸籍者にとって不利な点も変わっていない。2011年、北京や上海は戸籍とは関係なく、居住する地区によって入学する学校を指定し、農民工の学校を廃校する政策をとり始めた（毛、2012、p.141）。しかし、富裕層が子弟を重点学校と呼ばれる名門校に入学させようと、その学区に不動産を購入し戸籍を得るため、その学区の戸籍を持つ適齢児童数が重点学校の募集定員を上回ることが多い。そのような現状のなかで、学校側は、入学者を絞るために、例えば、入学するまでに既に当該戸籍地に3年以上住んでいること、子供と共に両親の戸籍も同じ不動産にあること、同じ学区の幼稚園や小学校に通っていたことなど、独自に設定した厳しい条件を要求しているとの報告¹¹があり、都市在住の農村戸籍者にとって重点学校への入学は容易ではない。

④医療：医療制度に関して、個々人で加入し保険料を払う積立方式の保険制度が整備されつつあるが、中国の公的医療保険制度は、公的な保障制度でありながら、強制加入と任意加入が混合している。都市部労働者（公務員を含む）のみが強制加入の対象者となっており、都市部の自営業あるいは無職者、農村地域住民は任意加入となっている（塔林図雅、2013、pp.145-146）。

都市戸籍を持つ企業従業員を対象とする都市従業者医療保険制度（1998年）、農村戸籍者を対象とする農村合作医療保険制度（2003年）、そして都市非従業者向けの都市住民基本医療保険制度（2007年）により、制度上はすべての国民をカバー出来る状態へと整備が進んだ。現在では、戸籍所在地を離れ都市で働く農村戸籍者など伝統的な戸籍制度からはじき出された「身分が曖昧」な人間を、いかに医療保険制度に取り入れるかが課題となっており、2020年までに国民皆保険となるこ

とが目標とされている。保険料の負担は、都市部労働者の場合は所得に応じて支払う社会保険方式となっており（日本のような労使折半の拠出方式ではなく、企業側がより重い保険料負担を課されている）、所得の把握が難しい都市部自営業者、無職者の住民や農村部の医療保険料は定額支払い方式となっている。都市と農村の医療保険の管理がそれぞれ別個に行われているため、出稼ぎ労働者、都市で就学する農村戸籍の学生、都市戸籍者と結婚した農村戸籍者に、保険への重複加入が発生しており、医療保険制度の統合が目指されている¹²。

1999年から社会保障カード（健康保険証や年金手帳などの社会保障機能が一体化したカード）の発行が始まり、2013年12月時点で全国で所持者は5億900万人、5カ年計画最終の2015年までに、8億枚の発行が目指されている¹³。しかし、都市が異なると（健康）保険証が通用できないという問題がある（毛、2012、p.142）。

⑤年金：1990年代に入って中国の年金制度は大きく進んだ（表1）。国有企業改革の側面をも持つ、都市の企業従業員の年金制度は、1991年6月に国務院が発表した「企業従業員年金（中国語で「企業職工養老保険」）制度改革に関する決定」以降、たびたびの改革を経て、その公的年金の保険料が国家・企業・個人の3者によって負担されるものとなった。また、それは「社会プールと個人口座」を「結合」（中国語で「統帳結合」）させた構造となっている。給付は、社会プール部分（現在の現役世代の支払う保険料で現在の高齢者へ支給するお金をまかなう仕組み）に、個人口座（現役時代に支払って個人の口座にお金を積み立てておき、老後にそのお金を受け取る仕組み）への積立分が上乘せされて支給される（陳、2004、pp.130-137）。給付開始年齢は法定の退職年齢（男性労働者60歳、女性幹部55歳、女性労働者50歳）であり、個人の納付実績が15年以上ある場合に給付が行われる。「企業職工養老保険」の対象者

は、国有企業及び都市の集団企業に属する労働者から、1999年には外資系企業、都市部私営企業、その他企業に属する労働者まで拡大され、2002年には都市部の自営業・起業者にまで拡大している（『通商白書』2005、p.126）。

この新たな年金制度には、増え続ける退職者への給付で既に年金財政がひっ迫し、個人口座の積立資金が退職者の年金給付に使われているという問題が発生している。個人口座が「空口座」化し、陳によるとその規模は2000億元に近い（陳、2004、p.144）。また、地道に保険料を払う人々に不平等感を与えていることには、民間企業の従業員は、企業と個人の保険料の負担率の合計が賃金の28%なのにもかかわらず、受け取る給付は給与の50～60%に過ぎない。これに対し、公務員と準公務員とも呼べる一部の「単位」に所属する従業員は、社会保険料を払わずに、退職直前の給与の約70～90%という、より優遇された年金を受け取ることができる¹⁴。このような厚遇の年金は、表1のうちの「幹部養老保険」に相当する。ここでいう「幹部」とは、国家から俸給を受け、人事部又は共産党の審査を経て公職に就いている狭義の国家職員ではなく、「国家機関の国家公務員、国家財政による拠出を主要な収入源とする事業部門（医療、衛生、教育、文化、科学技術等）の職員、共産党機関等の各党派、総工会（中国全土の労働組合を統括する組織）等の社会団体の職員」を指す。

3. 生活史の聞き取り調査

(1) 調査の概要

本章では、既婚で、子どもがおり、日本滞在経験を持つ5名の朝鮮族女性の事例を取り上げる。生活史研究は、個人が主観的に了解している日常的な現実を明らかにしようとする際に採用される研究手法であり、そこでは主観的な世界の了解を通じて、その背後にある隠れた制度、人々自身が必ずしも気づいていないのに、人々の行為や態度

表1 中国の年金保険制度の種類

都市 に対する 制度	企業職工養老保険	都市における国有企業、私営企業等に勤務する労働者・職員（幹部養老保険対象者を除く）	
	幹部養老保険	行政、司法、立法等の司法国家機関、共産党、国有企業、医療機関、教育機関等に勤務し、国家から俸給を受けている職員	
		幹部退休制度	上述の職員中、一般職員
		幹部離休制度	上述の職員中、高級職員
農村 に対する 制度	農村養老保険	農村住民	
	農村年金制度	農村住民（郷鎮企業年金を除く）	
	郷鎮企業年金	農村に立地し、末端の行政組織である郷、鎮又は農民が所有、経営する企業の労働者	

出所：財団法人自治体国際化協会（北京事務所）、『中国の年金制度改革』2003年、p.13。

を拘束している規範やルール、あるいは権力や支配の構造にたどり着くことも可能である（盛山、2004, pp.252-253）。

表2は5名の属性を整理したものである。匿名性を確保するために姓名や地名等にアルファベットで記号化を施した。5名のうち4名が延辺出身であり、州都の延吉市のみ表記し、延辺内の図們市、龍井市、琿春市、和龍市、敦化市、汪清県、安図県の各地名はアルファベットで記号表記し、市/県は区別せず全て市で表示する。5名全員の共通事項を整理すると、①朝鮮族両親のもとに生まれ、高校までの教育を朝鮮族学校（民族学校）で受けた、②女性であり、夫は朝鮮族で、子どもがいる、③日本に長期滞在経験があり、現在は中国に居住している。表2の「現住地」において、中国東北部とは地理的範囲として遼寧省、吉林省、黒竜江省を範囲とし指し、中国東部とは上海市、江蘇省、浙江省を指す¹⁵。

インタビューは、2011年8月から2013年6月に実施され、日本語を主とし、朝鮮語・中国語を交えて語られた。本人の語りをそのまま記述する場合は「」に入れ、本稿のまとめにおいて触れる箇所について整理番号として（A1）のように表示を付した。

(2) 資料利用の際の留意点

社会調査としての聞き取り調査を行う場合の、

事例を選び出す基準として、原は、①代表性（問題となっている社会事象に関して、他の個体と類似の特徴を共有しているという性質）、②典型性（社会事象に関する特徴が極端あるいは純粋な形で現れている）、③先駆性（今後増大するであろうと予想される特徴を有している）をあげている（原・浅川、2009、p.178）。ここで提示する5事例は事前に代表性や典型性が確保されている事例ではなく、この5事例への調査結果を研究の資料として扱う際には、まずこの点に留意する必要がある。

しかし、盛山によると、事前に代表性や典型性を確保されていない事例への質的な聞き取り調査も、「しかるべき問いを立ててそれに答えるという探求のなかで意義ある活用のされ方」をしていけば、その調査結果も資料としての価値を持つ。なぜなら「どんな事例が代表的もしくは典型的かは、たくさんの事例をみてみなければわからないのであって」、限られた事例を扱う質的研究では「そうした判断は下しようがない」ためである。限られた事例を研究する場合でも「必ず何らかの理論的問題関心が関係して」おり、たとえ前もっては何の「代表性」も認められない事例であっても、理論的問題に答えうる研究成果が生み出されれば、その事例は「研究によって事後的に＜代表性＞を獲得する」（盛山、2004、pp.35-38）。ここに提示する5事例も、1.に記した問題意識

表2 インフォーマント一覧

	生年	出身地	中国での最終学歴	日本滞在	現住地
A	1960年生	延辺延吉市	大卒	93～01年	中国東北部I市
B	1971年生	延辺F市	大卒	99～04年、09年	中国東北部J市
C	1971年生	延辺延吉市	大卒（専科、3年制）	97～05年	中国東部K市
D	1972年生	黒竜江省G市郊外	高卒	01～05年	中国東部K市
E	1975年生	延辺H市郊外	高卒	99～05年	中国東部L市

に照らして、続く今後の論稿で一般化された議論・結論が導き出されたときに代表性ないし典型性が獲得されることを目指している。

また、ひとつひとつの生活史それぞれは、あくまで特定の個人の生活史であり、5つの生活史で示される経験は、すべての朝鮮族が経験することとして提示されているのではないことをあらかじめ断っておく。属性（性別、年齢、出身地、学歴など）や社会階層が同じかほぼ似通った人に対して聞き取りをしても、全く同じ内容の生活史が聞き取れるということはない。読者のなかには、特に朝鮮族の読者は、5名の生活史を見て、自分の経験と異なると感じる場合や共感・賛同できないとを感じる場合があるかもしれない。語りの中には、普遍的な部分と、特定の個人だからこそ起こり得た特殊な部分とが絡み合っていて混在しており、本稿では他資料と取らし合わせるなどによって普遍性と特殊性とを区別・判別しようと努めた。

最後に、本研究では、語り手個人の「主観的世界」「主観的に捉えられた日常的な現実」を明らかにする生活史研究の手法を採用するので、もし、たとえ、語り手が事実を誤解している、誇張をしている、嘘をついている、自己正当化している点があったとしても、「当事者が理解するところの事実」として、いったんはその主観性をそのまま受け入れ、提示する。口述資料を用いた研究では、特に生活史に関しては、口述者の自己理解（口述の主観性）、分析者の口述者理解、分析者の客観的な口述分析の3点を分離する必要がある（玄、2012、p.5）。本稿においても、口述者の主観的

な理解を、いったんはそのままに受け入れた後で、他の資料などと照合しながら客観的に理解し分析しようと努めた。

(3) インタビュー事例

1) Aさん（1960年生）

延吉市出身。父は「もともとは農業」をしていたが、解放前の1947年に中国の人民解放軍に「行って」、朝鮮戦争で負傷、中国に戻って「장애증（障碍証：障害者手帳）」を受け「公務員」の職を得た。母は「パートみたい」な形で「いろいろな仕事」をしていた。Aさん一家は、文革中も「지식분자가 아니니까 농촌에 아이 내려가고（知識分子ではないので、農村には行かずに）」延吉市内で過ごした。

朝鮮族中学・高校に進学。外国語授業はなかった。文革期に中止されていた大学入試が1977年に回復し、Aさんは79年に高校3年生で、回復後第3回目となる大学入試を受験することとなった。高校3年のときに、大学入試再開を受けてAさんの高校では日本語の授業が設けられた。担当教師は日本語が「すごい上手」な年配の朝鮮族だった。教師は「毎日資料を配」り、Aさんは「すごく面白くて」、「すごいスピードで（日本語を）覚え」た。しかし「79年の（大学入学）試験は、外国語なしでオッケー」で、外国語の成績は入試の際に「参考成績」として見てもらえる程度だったので、それならば外国語を勉強するよりもその時間に入試のための「数学とか勉強したほうがいい」という理由で、日本語の授業はわずか1週間で

終わってしまった。

79年に大学に入学。大学を卒業し、「国からの分配」を受けるために「人事庁」に行くと、「人事庁」の担当者が「何がやりたいですか?」と聞くので、逆にAさんのほうから「どんな仕事がありますか?」ときいた。大学入試回復後の新卒者が社会に出るようになってまだ3年目のことであり、「工場」「研究所」「政府機関」「公務員」「学校」など、「いろんなところで」「どこでも人(ひと)が必要」とされていた。結局、故郷の延辺ではなく、中国東北部I市に就職することとなった。

I市在住の朝鮮族の紹介で、同じI市で働く朝鮮族男性と結婚した。「最初、新婚時代は、家もなかったんです。私も独身寮、主人も独身寮。でも子どもができたから、私、積極的に(自分の職場のほうにも)何回も申請しました。私の事務室の部屋と、それ(従業員のための宿舎)を管理する部屋が、ちょうど隣同士で。私、お腹こんなど(=大きくて)。みなさん、これ、やばいな、やばいな、って思って、それですぐ(家族用の宿舎)ももらったんです」(A1)。

Aさんの妹夫婦が日本に留学し、その呼び寄せでAさんは93年に中国に夫と子ども(6歳)を残して単身で日本に留学した。97年に夫と子ども(10歳)を日本に呼び寄せた。「今は多いけれど」、当時は、海外留学をして中国に帰国した人が「あまりいなかった」ために、98年ごろ、もとの職場がAさんに復職を求めた。夫がまだ留学の途中であり、Aさんは夫を日本に残して自身が帰国すれば再び家族が離れ離れになるため帰国を躊躇した。しかし、当時Aさんは40代にさしかかったところで、夫は、年齢を考えても、この機会を逃すべきではない、と強く帰国を促した。2001年、留学中の夫は日本に残り、Aさんは中学1年の子どもを連れて帰国し、I市に戻った。

日本で4年間暮らした子どもは、学校のトイレが日本のようにきれいでないと言って学校ではトイレを我慢するなど、中国での生活になかなか

適応できなかった。子どもは高校入学時に再来日したが、よい高校に入ることができず、結局I市に戻って高校を卒業し、大学で日本に留学した。子どもを日本の大学に留学させるにはお金が必要となるので、夫は留学を終えた後、日本に留まって日本で就職した。夫と子どもが日本にいたので、Aさんは、毎年、日本を訪問している。

子どもは、2013年春に日本の大学を卒業し、日本で就職した。Aさんの定年退職年齢は規定では55歳なので、Aさんの定年は近い。退職したら、夫と子どもの住む日本でしばらく生活しようかと検討中である。夫は、現在の日本の就労ビザの更新時期が2013年に来て、「5年ビザ」を取得したら、その5年を最後に帰国しI市に戻りたいと考えている。現在、AさんがI市で住んでいる住宅は、Aさんの職場が従業員への住宅提供の制度を廃止した機会にAさんが通勤至便な場所に購入した3LDKのマンションである(A2)。中国で正規職員として定年退職を迎えるAさんと異なり、夫は中国で受け取れる公的年金がないため、夫については中国の年金保険商品を掛けている(A3)。

2) Bさん(1971年生)

延辺F市出身。通った朝鮮族中学・高校では外国語科目として学べる言語は日本語のみだった。中学時代の日本語教師は「すごく年寄りのおじいちゃん」の朝鮮族だったが、高校の日本語教師は「すごく若くてきれいな」朝鮮族女性だった。Bさんは「この先生のような人になりたい」と「すっかり」憧れて、大学では日本語を専攻した。

大学卒業後、就職、朝鮮族男性と結婚。1997年に出産。同年、夫が単身で来日。99年、夫の呼び寄せで、Bさんは仕事を辞め、子どもを連れて来日した。しかし、子どもを保育園に入園させることができなかった(定員に空きがなかったため)、中国で夫の両親に養育してもらうことにした。

99年当時のBさんの月給は、はっきりと金額

を覚えていないが、たしか 500 元ほどで、それは日本では 1 日、2 日で稼ぎだせる金額だった。来日当初の仕事は派遣会社に登録して得た。派遣会社の紹介で平日は電子部品工場で働いた。土日は休みだったが、週末の朝は派遣会社から「電話がかかってくる」。「『B さん、行きたくないか』って。おでんの工場。時給 950 円。土日は正社員が休むでしょ、私たち派遣が入るんですよ。それで、そのとき思ったのは、1 日そこに行ったら、(当時の自分の中国での月給に相当する) 500 元ぐらいもらえるじゃないですか。8 時間働いて時給 950 円だったら。だからやっぱり子どものためにも行くんです」。

夫は研究生を経て大学院修士課程に入学して勉強に専念し、アルバイトはあまりしなかった。その頃の B さんは、昼間は夕方 5 時まででスーパーで、その後 6 時から 3 時間ほど「焼き肉屋さん」で、アルバイトを掛け持ちして働いた。

夫の修士課程卒業と同時に 2004 年に帰国。B さんは再び「安定した職場」で働きたかったが、それは容易ではなかった。「職場は大事ですよ。中国では、定年してもずっと給料もらえます。うちの母(教員)は、退職して 10 年、15 年にもなりますが、このあいだ給料あがったんです。(現役で働いている人の) 給料が上がれば、(退職者も) あがります」(B1)。「今、うちの兄が韓国に出稼ぎに行っています。安定した職場がなかったんで。うちの兄も日本に行って、4 年ぐらいいました。帰国したときに、歳がもう 35 歳ぐらいになってしまっていて、(中国に帰国してから) 仕事を探すのが難しかったんです。日本に 4 年間いたから日本語はできますけど、専門的な技術がなくて、年もとっていたら、(中国で) いい仕事を見つけるのは難しいです。兄の子は中学 3 年生。これから教育費などがますますかかります。あと 3 年ぐらいで大学に入るじゃないですか。兄のところのお嫁さんは、こちらでちゃんとした職場についているので、中国で働きながら、子どもの面

倒を見えています」(B2)。

再び「安定した職場」に就くのは容易ではないという状況を知り、自分も修士課程の学位を取得しようと中国で大学院に入学する。大学院在学中に第 2 子(少数民族は保護政策の一環として一人っ子政策のなかでも第 2 子を持つことを認められてきた)を出産すると、ほどなく夫は中国進出予定の日本企業から引き抜きを受けて再来日する。中国で夫婦ふたりともが「安定した職場」に就くことができたら「行かなかったかもしれ」ないが、そうではなかったし、「また、下の子も生まれたから、お金。経済的なこと」が動機となって、2009 年に B さんも再来日した(B3)。しかし、夫の会社は 1 年もたたないうちに不景気を理由に中国への事業展開の延期を決定したため、夫は会社を退職し、夫婦は中国に帰国した。帰国後、B さんは中国で修士課程を卒業して「安定した職場」に就職した。

3) C さん (1971 年生)

延吉市出身。両親は教師。きょうだいは兄 2 人、姉 1 人。教師の給料は安く、幼少期の家庭の経済状況は厳しかった。小学校に入学したときに、クラスの「みんな」が「統一的な感じで」商店で買った新品の緑色の通学カバンを持っているのに、C さんの家庭はそれを買うことができなかった。C さんは父のズボンをほどいて作った手作りの紺色のカバンを持っていて、クラスの子にそれをからかわれ、C さんは泣いてしまった。やっと通学カバンを買ってもらえたのは小学 4 年のときであった。両親の職業が教師で「一番よかった」ことは「先生の子は学費無料にして」もらえたために、貧しさのなかでもきょうだい全員がちゃんと学校に通うことができたことである。

92 年に大学(専科、3 年制)を卒業。大学のクラスメート 25 名ほどのうち分配で就職したのは 3~4 人にすぎない。当時、分配で就職できるのは「あんまり行きたくない」土地の職場ばか

りで、故郷の延吉市は既に分配対象ではなく自分で就職活動をしなくてはならなかった。父のかつての教え子がつてになってくれて、延吉市で「ものすごくいい」「うらやまし」がられるような職場（公的機関）に就職することができた。当時は現在のような公務員試験制度がまだ導入されていなかった。知人の紹介で会社員の朝鮮族男性と95年に結婚。「友だちの中では」「(夫婦)ふたりとも給料がよかった」。

次兄が難病を患い、手術後もドイツ製の薬を服用し続ける必要があった。治療のためには「やっぱりお金がないとダメだっていうことで」「留学(=勉強)の目的じゃなくて、最初は日本へ行ってお金を稼ごうみたいな感じで」、Cさんの一族は「ぞくぞくと日本へ」「留学に行った」。まず長兄の妻が、次いで長兄、次いで97年にCさん、98年にCさんの夫が日本に留学した(C1)。最初の学費を事前に支払う必要のほか、最初の1年間の生活費を「経済的に保障する」必要もあって、渡航にかかる費用は一人につき150万円ほどだった。それは当時の「延吉ではものすごくいい家をひとつ買えるような」金額だったので、夫婦が「二人でいっしょに行くのはちょっと無理」であり、97年に先にCさんが単身で、後に98年にCさんの夫が来日した。

来日したCさんは、最初の1年は日本語学校に通いながら1日に3つのアルバイトを掛け持ちし、忙しさで「髪を洗う時間もないくらい」だった。早朝にコンビニエンスストアで「レジをして」、9時半から11時半の日本語学校の授業中は「ほとんど寝る時間」にあてていた。午後にはみやげ物の販売の仕事をし、夜は居酒屋で働いた一日本語学校に通う就学生のアルバイトは、1日4時間、週20時間までと定められており、長時間の就労は違法である。朝鮮族中学・高校で6年間、外国語として日本語を勉強したので「わりと日本語は易し」く、日本語学校を卒業した後、大学に入学した。「日本にいるためにはまたビザがない

とダメ」で、「ビザをもらうためには学校に在学しないともらえない」ので、「そのときは」「本当に勉強しようとしたんじゃないで、」「お金を稼ぐため」の大学入学であった。

アルバイトを掛け持ちして働くばかりの留学生活を送っていたが、次第に帰国後に「ちゃんとした職業」に就けるようにしたいと考えるようになった。夫は日本語学校の後に大学院修士課程に入学。卒業後は日本企業(上海に現地法人を持つ)に就職した。2003年に日本で出産。子どもが2歳のときに、夫は中国勤務となり、家族で帰国した。夫は上海現地法人に所属するが、実際に仕事をするのは関連工場のある上海近郊の中国東部K市なので、家族はK市に居を構えた。

上海では、海外留学から帰国した人材で「上海の大きな会社で就職している人であれば、戸籍がもらえるということで、(夫、自分、子どもの)3人とも上海の戸籍に入る」ことが可能だったが、夫と子どもだけが上海の戸籍を取得した。「子どもは上海の戸籍のほうがいいです。大学に入る時だとか。上海にいい大学が多いし、上海の(戸籍の)人だと(上海の大学であれば)点数が低くても入れる可能性があるんで」(C2)。

CさんはK市に就職先を見つけ「上海戸籍を諦めて、K市の戸籍に入った」。「ここ(K市)で家を買うとしたら、gong ji jin ((住房)公積金)と言いまして、住宅銀行のローンっていうのがあるんですよ、それは利子が低いんですけど、それはこのK市の戸籍じゃないと、もらえないんですよね」。「自分の家」を持ちたかったCさんは、「こっち(K市)で家を買うために」家族でCさんだけが「こっち(K市)の戸籍にした」(C3)。

「子どもは上海戸籍なので、他の都市の戸籍というような扱いをされ、自宅が学区となっている公立小学校に入学する際にK市の戸籍の児童であれば払わなくてよい「1万5000元ぐらい」を払わなくてはならない。「どうせお金を払うんだったら」、1クラスあたりの人数が少ない学校

に入学させたいと思い、K市の児童でも入学金1万5000元を払わなくてはならない私立小学校に子どもを入学させた(C4)。

4) Dさん(1972年生)

黒竜江省G市郊外出身。父は工場勤務、母は稲作農民。高校の時に、父の名義で銀行から借りていた工場の運営資金を父の同僚が持ち逃げし、その借金により一家の家計が困窮。高校を卒業するとG市で洋服の仕立ての見習いとして働いた。そこは「工場じゃなくて、ge ren de(個人的:個人経営のところ)」であり、2年ほど働いた。93年に親戚を頼って北京に働きに出たが、父の病気で一旦、故郷に帰郷。その後、「東北よりももっと発展しているだろう」との思いから上海に出てきた。上海で韓国人経営の飲食店で働いたあと、日本に留学。中学・高校時代に外国語として日本語を学びながら、いつか「必ず日本に行ってみよう」と思っていたことが動機であった。

「29歳で日本に行って、31歳で日本語学校を卒業し」、「それから大学行ったらちょっと遅いなと思って専門学校に入った。困窮している実家を仕送りして助けることばかりを考えてきたので、自身の結婚を考えるのが遅くなったが、その専門学校で朝鮮族男性と知り合い結婚した。夫は卒業後、中国各地に工場を持つ日本企業に就職。2003年に日本で出産。頼れる親類のいない環境での初めての出産に不安もあったが、入院時の食事もおいしく、病室もきれいであったし、加入している健康保険から出産育児一時金も受け取って、日本で出産したことを「すごくよかった」と満足している。子どもが2歳のときに、夫が中国勤務となり、一家で上海に帰国。夫は中国各地を出張で飛び回っているので家にはほとんどいない。

2012年に母が「중풍(中風:脳卒中)」で倒れた。父はすでに亡くなっており、Dさんのきょうだいは韓国にいたので、母を上海に呼び寄せ同居

してDさんが介護することにした。母の医療保険は、戸籍の所在地であれば「ちょっともらえる」けれど、戸籍のない土地では使えない。現在は全額自己負担で母の薬を買って飲ませている(D1)。母の介護と子どもの世話があるので、当面は専業主婦をして働きに出るつもりはない。

上海に家を買ったが、Dさん夫婦は「大卒ではない」ので上海の戸籍を得ることができない。子どもは住んでいる地区の子どもなら誰でも通える学校に通っている。子どもは今の学校では成績がよく、自分が高校までしか通えなかったので、子どもには「どうしても勉強させたいという気持ちがある」。上海で「よい学校」に編入させたいが、費用的な問題と上海の戸籍を持たないことから諦めた。上海近郊のK市に評判のよい私立学校があり、その学費は6年で8万元ほどである(学期ごとに6~7000元を支払う)。K市には朝鮮族の知人も親戚もおり、編入学にあたって口をきいてくれる人も探し当て、2013年6月、子どもにその編入試験を受験させた(D2)。上海の家を売ってK市に家を購入した。不動産の高騰が続いているので、上海の家は買った時よりも高く売れた。

5) Eさん(1975年生まれ)

延辺H市郊外出身。母は農民。父は日用品や肥料などを販売する「gong xiao she(供銷社)」で働いていた。父は病気がちで仕事を休むことが多く給料が昇給しないため、家庭の経済状況は厳しかった。高校卒業後、「いつかまた勉強したい」という思いを抱えながら、親戚の紹介で上海に出て4年間働き、故郷の両親に仕送りした。上海で働く幼馴染の朝鮮族男性と再会し、恋人同士になる。姉の知り合いを通じて日本語学校入学の手続きをしてもらい、1999年に日本留学。日本語学校を経て専門学校に入学し、卒業後は日本で就職した。上海在住の恋人と結婚し、日本に呼び寄せるが、夫は日本の生活に馴染めず中国に帰国。

夫は上海近郊の中国東部 M 市で就職し、E さんは 2005 年、夫の強い求めに応じて帰国した。帰国後すぐに妊娠し、妊娠をきっかけに重い病気を得た（多臓器不全）。2006 年、M 市で出産直後に E さんは専門病院の集中治療室に転院し「40 日ぐらいずっと入院」を余儀なくされた。

そのときの治療費・入院費は全額自己負担で 10 万円かかり、韓国に出稼ぎに行っていた姉が一括で支払ってくれた。「私は日本から戻ってきたばかりで、会社もなかったし、働いていなかったから。だから、自分で保険とかしなきゃいけないんですけど、うちの旦那に言ったら、中国人はそのときあまり保険について信じなかったし、そんな意識があまりなかったんですね。うちの旦那は、それはぜんぶ騙されることだから、なんだかんだ、言って。私は日本から戻ってきたから、保険について、すごく信じたんですけど、保険にも入りましょう、と言っても、旦那にそういう風に言われて、しなかったんですよ。で、病気になって、ぜんぶ自分で出して」（E1）。

退院後、E さんは M 市に夫を残し子どもを連れて延滞に戻り、母と同居して子どもを育てた。体調も回復して留学あっせん会社に仕事を見つけたが、そこは「個人でやっている」「単位とは言えない」職場で、「ただ給料もらって働いているだけ」である。夫は中国東部 L 市の韓国企業に転職した。E さんの月給は 3,000 元であり、L 市の夫が毎月 2,000 元を仕送りしてくれた。E さんの子どもが通う幼稚園の月謝は月 600 元で、この他に習い事を 2 つ（月謝は 240 元と 140 元）させている。

E さんは、同居の母に子どもを託し、2011 年 12 月末から韓国に短期間の出稼ぎに行った。E さんが使用した韓国の H-2（訪問就業）ビザは、25 歳以上の中国朝鮮族と在 CIS コリアンを対象に発給される 5 年間有効の複次ビザで、期間内の出国と再入国も自由である（鄭、2008、p.86）。「抽選で 2 年前に当たって（H-2）ビザをもって

いたんですけど、行く暇がなかったんです。12 月ごろに仕事場もちょうど暇だったんで、4 カ月ぐらい行って戻ってきました。もともと韓国に長くいるつもりはなかったんです。やっぱり（子育てを）年寄りに任せると勉強とかもちゃんと教えることもできないし。5 月ぐらいから仕事も忙しくなるし。明洞（ミョンドン、ソウルの繁華街）に化粧品屋さんがけっこうあるんです。すごく日本人（観光客）にブームになって、そのメーカーが。そこでちょうど募集していて、そこで働きました」（E2）。

2013 年 6 月、E さんと子どもは夫の住む L 市に転居し、9 月に子どもは L 市の小学校に入学した。

4. むすび

韓国社会には、家族が離れ離れになりながら、中国よりも高賃金を得られる韓国で就労する朝鮮族を「돈밖에 모르는 “돈벌레”（カネしか知らない “カネの虫”）」と見るむきもある¹⁶。新古典派経済学が労働力移動の要因を二国間の所得格差をとらえ、そこから展開したプッシュ・プル理論は、移動元の人口増加、低い生活水準、低所得等をプッシュ要因とし、移動先の労働力需要や高所得等をプル要因とし、両者の結びつきという経済的要因から移動を説明する（鈴木、1990、pp.1-7）。しかし、3. で取り上げた 5 事例の生活史を見ると、彼らは単に経済的理由のみから移動したわけではない。また、彼らの移動を単に「ライフサイクルに組み込まれた移動」（梶田・小倉、2002、p.9）としてのみ把握するのも不十分である。5 つの生活史からは、彼らの移動が、そのときの各人のライフ・ステージおよび社会保障状況と切り離しては考えることができないことがうかがえる。

5 事例から整理される、移動と社会保障の関連から見て移動の契機は、以下の 4 点である。

①移動する / しないことで、得られるキャリア・

アップや収入増と、社会保障上の恩恵とを比較・考慮して、そのときのライフ・ステージに応じて、どちらを選択するかを検討し、移動する/しないが決断されている。

Aさんの場合、年金等の社会保障が見込まれる「単位」に所属できるという条件のもと、中国に帰国した。当時、Aさんは40代にさしかかったところで、夫婦は再び日本と中国に離れて暮らす別居を選択した。Aさんの帰国後は中国の社会保障制度の改革のなかで、「単位」による住居の提供(A1)は終了し、かつてほどの恩恵は得られなくなったが、それでもAさんの職場は、「幹部養老保険」の対象の「単位」であり、職員たちは退職後の年金等でも厚遇を受けることができる。Aさんは、I市にマイホームを購入済みであり(A2)、中国で公的年金を受け取れない夫について年金保険商品をかけている(A3)。妻が先に帰国して生活基盤を中国に持ち、夫は日本で就労して60代に入る前には帰国しようという現状で、Aさん夫婦の中国での老後生活の備えはすでに整っている。日本で老後を送ろうとしても25年間以上の保険料を払わなければ日本の年金が受給できないことや¹⁷、日中間には社会保障協定(2011年から協議中)が結ばれておらず、日本で会社員である夫は中国に帰国すると加入記録の引き継ぎがなさず受給要件を満たせない。Aさんの帰国移動は、社会保障のずれに対する工夫として移動が選択されたこととらえることができる。

Bさんの語りを見ると、退職後も毎月「給料」という形で年金を受給している母の例(B1)や、中国で「安定した職場」に就くことができず韓国に出稼ぎに行っている兄と、中国で「ちゃんとした職場」に就いているので中国に留まり働きながら子どもを育てている兄嫁の例(B2)を挙げて、「職場」の「大事」さが語られている。Bさんの場合、出国によって職場と職場に付随する社会保障を失い、帰国後にそれを回復し得なかった状況を背景に、日本への再移動が選択された。Bさん

の再来日を後押ししたのは、ひとつには第2子の誕生による「経済的」な理由であり、いまひとつには、中国における本人の当時の状況が、優遇的な社会保障を享受できる「安定した」に所属することができていなかったことにある(B3)。後述するように、中国では教育費が家計を圧迫しており、第2子を持てば、ただでさえかさむ教育費負担が更にかかる。社会保障上の優遇を享受できる状況にないのであれば、日本に渡航できる機会に日本で働き蓄えを増やしておこうとの決断がなされたと思われる。

②子弟の教育のための移動

朝鮮族は中国各民族の中でも高学歴志向が強い。表3は、民族別の、6歳以上人口における大学以上の学歴を持つものの割合を示している。大学以上の学歴を持つ者の割合は、80年代、90年代、2000年代を通して、朝鮮族が中国各民族のなかで突出して高い。朝鮮族の場合、このような高学歴志向と教育熱を背景に子弟の教育が移動の契機となっている。

子弟の教育のための移動にはふたつの意味があり、ひとつには、よりよい教育を子弟に受けさせるための移動で、これは子の移動を伴う。上海の戸籍を持たないDさんの子どもは、上海では「重点学校」と呼ばれる良い学校へ入学することができない。そのためDさん一家は子どもを評判のよい私立学校に通わせるためにK市へ転居した(D2)。

ふたつ目には、かさむ教育費をねん出するための出稼ぎ移動である。Eさんの場合、手にする1か月の収入5,000元(自身の給料3,000元、夫からの仕送り2,000元)のうち、幼稚園の子どもにかかる教育費(約1,000元)は約5分の1を占め、家計に占める教育費負担の比重は小さくないことがわかる。

表3 大学以上の学歴者の割合 (%)

	1982年	1990年	2000年
朝鮮族	2.18	4.82	8.6
満族	0.94	1.91	4.8
回族	0.80	1.77	4.1
苗族	0.14	0.46	1.4
ウイグル族	0.39	1.10	2.7
モンゴル族	0.95	2.19	5.2
チベット族	0.24	0.52	1.3
漢族	0.69	1.63	3.9
全国	0.68	1.58	3.8

出所:花井みわ、「中国朝鮮族の人口移動と教育」、『早稲田社会科学総合研究』11-3、2011年、p.63。

原資料:許青善・姜永徳・朴泰洙、『中国朝鮮族民族教育資料集4下』(延辺大学出版社、2005年)ほか。

表4で一人当たりの平均年間収入(2012年)を見てみると、延辺が含まれる吉林省の都市住民の収入は、最も高い上海の都市住民の半分ほどに過ぎず、全国平均(都市住民)よりも低い。吉林省内で就労しても全国的に見て低い収入しか得られないのに、朝鮮族は全民族中首位の高学歴率を実現していることになる。吉林省の都市住民の収入は全国平均(都市住民)よりも低いにも関わらず、消費支出のうち教育支出(883元)は全国平均(819元)よりも高い。

約30省・市で、「ある程度の経済力と消費意

識を備えた中堅層」を主な調査対象とし、3万世帯に教育関連支出状況を調査したところ、家庭の教育関連支出は月平均1,370元(約1万6,440円)で1カ月の世帯総支出の44%を占めるといふ¹⁸。この調査結果で示された教育支出の金額は、幼稚園と習い事で月1,000元ほどの月謝を支払うEさん、学期ごとに6~7,000元の私立小学校の学費を支払うDさんの家庭の教育支出の金額と近い。全民族中首位の大卒率を実現させるに必要な教育費を吉林省内での就労で稼ぎ出すのは容易ではない。本稿の事例では、その費用は出稼ぎで稼ぎ出されていた。Bさんの場合は、最初の来日では「子どものために」と休日返上で働き、第2子の誕生による「経済的」な理由—おそらくかさむ教育費を二人分ねん出する必要—によって二度目の来日を決断した(B3)。

子どもにそれほど教育費をかけようとするのは、大学入学が戸籍移動の手段のひとつであるためである。大都市の大学を卒業し、大都市に就職し、得難い大都市の戸籍を得ることが目指されるが、大学に入学するには大学の所在都市の都市戸籍を持つ者には傾斜配分があって有利であるのに対し、その戸籍を持たない者は大学入試でより高得点を獲得する必要がある。

おそらくこの子弟の教育のための移動は、集団

表4 一人当たりの平均年間収入および平均年間消費支出(2012年)(単位:元)

	都市家庭			農村家庭		
	一人当たり可処分所得	一人当たり平均現金消費支出	教育・文化・娯楽(うち教育のみ)	一人当たり純収入	一人当たり平均消費支出	教育・文化・娯楽
全国平均	24565	16674	2033(819)	7916	5908	445
北京	36468	24045	3695(1214)	16475	11878	1152
吉林省	20208	14613	1642(883)	8598	6186	606
上海	40188	26253	3723(1241)	17803	11971	952

出典:『中国統計年鑑2013』より筆者作成。

としての朝鮮族に特に顕著に現れる移動の特徴であり、中国人一般においては特定の階層に見られるのではないかとと思われる。

③北京、上海といった大都市の戸籍を取得できることは移動の強い誘因となる。しかし、やみくもに大都市の戸籍を求めるのではなく、家庭全体が得られる社会保障上のメリットが最大になるようにとの考慮のもと、家族の構成員ひとりひとりについて、現住所の戸籍を取得するか、得難い大都市の戸籍を取得するかが個別に検討される。

中国の戸籍登録は個人単位であり、一人一枚ずつの「常住人口登記表」(戸籍登記表)が作成され、これを世帯ごとに集めて戸籍簿としている(張英莉, 2004, p.21)。そのため家族の中に、移動先(現住所)の戸籍を持つ者と持たない者、農村戸籍者と都市戸籍者、社会保障上の優遇を受ける「単位」に所属する者とそうでない者が混在している。

Cさんは、自身についてはK市で低金利の住宅ローンを借りるためにK市の戸籍を取得することを選択したが(C3)、子どもについては「よい大学が多い」上海で大学に進学する際に有利であるので(C2)、K市在住の現在は「他の都市の戸籍というような扱い」を甘受しても(C4)、上海の戸籍保有を選択した。

④自身を含む家族の社会保障の不在部分を埋めるには現金が必要で、それが出稼ぎでねん出されている側面がある。

Cさん自身は「ものすごくいい」「うらやまし」がられるような職場で働いていたが、そこでの収入では難病の次兄の高額な治療費を支弁することはできず、退職して日本へ渡った(C1)。医療保険に未加入であったEさんの場合は、10万元もの全額自己負担の医療費を支払ってくれたのは、韓国に出稼ぎに行き、蓄えのあった姉であった(E1)。中国の医療保険は、改革が進む現在も、Dさんが故郷から呼び寄せて同居しながら介護する母の例のように(D1)、戸籍所在地でないと保険証が有効でないなどの制約が多く、保険でカバー

されない医療費を自己負担せざるを得ない場合が多い。Eさんが、差し迫ったお金の必要があるわけではなかったが、韓国に短期間の出稼ぎに行った(E2)のは、韓国のH-2ビザ(訪問就業ビザ)の「抽選」にあたり、その有効期限が失効しないうちに、かつ同居の母に幼稚園の子の養育を頼めるうちに、蓄えを作っておこうとの考えによると思われる。

以上は、事前に代表性ないし典型性が確保されていない5事例から得られた知見の整理である。本稿では、学歴、戸籍、職業等と社会保障の状況が関連しあっていることが明らかとなったので、今後の課題として、階層別ないし属性別に、朝鮮族の移動と社会保障の関連を精査し、階層ごとの特徴や傾向の有無やその内容を示し、一般化した議論・結論へと展開していきたい。

また、日本に移動した中国人一般と異なる点として、朝鮮族の場合、本人が韓国にも滞在した経験をもつケースや、親やきょうだいが韓国に滞在経験をもつケースが多い。本稿の事例でも、Aさんは姉が韓国在住であり(姉の子が韓国人と婚姻)、Bさんは兄が韓国で就労中であり、Cさんは父母に韓国での就労経験があり、Dさんはきょうだいたちが韓国在住である。Eさんは本人および姉が日韓両国に滞在経験を持つ。本稿を通じて改めて明らかになった今後の課題として、朝鮮族の主たる移動先である日中韓の社会保障制度それぞれの内容と、日中間、中韓間の制度的な関係を明らかにする作業を経て、家族分散の中で朝鮮族が直面する社会保障状況と諸問題を包括的に理解していきたい。

- 1 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) のホームページ掲載の条文を参照したほか、最新の批准国数・国名はインターネット上の国連条約集 (United Nations Treaty Collections、<http://untreaty.un.org>) で確認した。
- 2 「朝鮮族1%時代」聯合ニュース (<http://www.yonhapnews.co.kr>)、2011年7月4日 (朝鮮語文)。韓国法務部出入国・外国人政策本部『2012 出入国・外国人政策統計年報』(朝鮮語文)によると、2012年12月31日現在、韓国在住の朝鮮族は447,877名 (うち不法滞在18,909名) である。韓国国籍を取得した朝鮮族を含めれば在韓朝鮮族を50万名規模と把握するのは妥当と思われる。
- 3 朴浩烈 (『中国朝鮮族の言語相』『多摩大学研究紀要「経営・情報研究」』No.17、2013年) の整理によると、日本在住の朝鮮族は「5万人前後」(『朝日新聞』2010年2月12日) から「約10万人」(『朝鮮新報』2012年11月7日) と伝えられている。ただし、日本の法務省が管理する外国人登録者には民族別の記載がないため、日本に暮らす中国国籍者のうちの朝鮮族の実数を把握することはできず、これらの数字はいずれも推定の域を出ない。
- 4 本田によると日本語学習者が最も多いのは韓国の約91万人であるが、人口当たりになると約1.8%である。(本田、2012、pp.1,20)。朝鮮族に日本語学習者が多い理由は、歴史的には「満州国」期まで遡るが、その歴史的事由との今日的関連性についても本田 (2012) の研究に詳しい。
- 5 「연변 조선족 질반학생이 결혼가정 생활」『黒龍江新聞』(朝鮮語文) 2008年12月30日。
- 6 「연길공항 국제선 고객량, 동북 첫자리」『吉林新聞』(朝鮮語文) 2013年10月21日。
- 7 54年、75年、78年、82年制定の各憲法は、土屋英雄『現代中国の憲法集』尚学社、2005年に収録のものを参照した。
- 8 「中華人民共和国戸口登記条例」は「人民網法律法規数拠庫」(<http://law.people.com.cn/bike/index.html>、中国語文) に掲載のものを参照した。
- 9 農業生産性の向上により労働時間が短縮し、長くなった農閑期に暇を持て余す、この時期の朝鮮族農村の様子を報告したものに、韓景旭『韓国・朝鮮系中国人=朝鮮族』中国書店、2001年、p.158。
- 10 例えば、都市・農村別に最新の社会保険の動向を整理する次の先行研究は、従来の通り従業員に優遇的な社会保険の提供を続ける一部の「単位」の存在を、基本的に改革の進む新たな社会保険の範疇から離れた運営となっているものとして検討から外す。日本貿易振興会『中国の社会保険の概要とその最新動向』ジェトロ、2012年5月。
- 11 範健美「中国の義務教育段階における学校選択現象について」2012年6月29日、大和総研ホームページ、http://www.dir.co.jp/consulting/asian_insight/120629.html。重点学校とは、財政や教員の面などで優遇される、エリート養成を目的に選出された学校である。1997年に義務教育段階 (小・中学校) の重点学校制度は廃止されたが、かつて重点学校であった名門小・中学校に子弟を入学させたいと希望する者が少なくない。
- 12 「医療保険制度、都市と農村を統合へ」2013年7月、独立行政法人労働政策研究・研修機構ホームページ、http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2013_7/china_04.htm。
- 13 「人民網」(『人民日報』Web版) 2013年12月13日。
- 14 「中国、年金制度の改革を近く発表へ=関係筋」ロイター、2013年10月18日、<http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPTYE99H06G20131018?sp=true>。
- 15 中国の地域区分については、次の資料の7区分 (東北・華北沿岸・華東沿岸・華南沿岸・華中・西北・西南) を参考にした。ユベール・エスカット、猪俣哲史編著『東アジアの貿易構造と国際価値連鎖—モノの貿易から「価値」の貿易へ』2011年、アジア経済研究所、p.122。
- 16 そのようなレットルの存在を示すものとして例えば次のコラムがある。「엔벤아줌마를 왜곡하지 말자」『동북아신문 (東北亜新聞)』2011年8月3日、<http://www.dbanews.com/news/articleView.html?idxno=15201>。
- 17 平成24年8月10日に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、平成27年10月1日 (施行) から、年金の受給資格期間は現在の25年から10年に短縮される。厚生労働省ホームページ「年金制度の改正について (社会保障・税一体改革関連)」。
- 18 「人民網」(『人民日報』Web版) 2011年12月12日。

参考文献

- 足立正樹、1993、「社会保障の外観」足立正樹編著『新版各国の社会保障』、法律文化社。
- 岡本雅亨、2001、「中国のマイノリティ政策と国際基準」毛里和子編『現代中国の構造変動7』、東京大学出版会。
- 梶田孝道・小倉充夫編、2002、『国際社会3 国民国家はどう変わるか』、東京大学出版会。
- 鎌田文彦、2010、「中国における戸籍制度改革の動向」『レファレンス』、平成22年3月号。
- 金明姫・浅野慎一、2012、「韓国における中国朝鮮族の生活と社会意識」『神戸大学大学院人間発達環境学研究所研究紀要』、6(1)。
- 巖善平、2002、『農民国家の課題』、名古屋大学出版会。
- 権香淑・宮島美花・谷川雄一郎・李東哲、2006、「在日本中国朝鮮族実態調査に関する報告」中国朝鮮族研究会編『朝鮮族のグローバルな移動と国際ネットワーク』、アジア経済文化研究所。
- 佐々木衛・方鎮珠編、2001、『中国朝鮮族の移住・家族・エスニシティ』、東方書店。

- 鈴木宏昌、1990、「国際労働移動に関する理論展開について」『早稲田商学』340。
- 盛山和夫、2004、『社会調査入門』、有斐閣。
- 田多英範、2004、「生活保障制度から社会保障制度へ」田多英範編『現代中国の社会保障制度』、流通経済大学出版社。
- 塔林図雅、2013、「中国の医療保険制度をめぐる官民役割分担」『生命保険論集』、182。
- 張英莉、2004-2005、「新中国の戸籍管理制度（上）・（下）」『埼玉学園大学紀要 経営学部篇』、4-5。
- 張海英（飯田哲也訳）、2006、「中国『農民工』子女の義務教育問題と政府の責任」『立命館産業社会論集』、41(4)。
- 鄭雅英、2008、「韓国の在外同胞移住労働者—中国朝鮮族労働者の受け入れ過程と現状分析—」『立命館国際地域研究』、26。
- 陳紅、2004、「年金保険制度の改革」田多英範編『現代中国の社会保障制度』、流通経済大学出版社。
- 原純輔・浅川達人、2009、『社会調査』、放送大学出版社。
- 平野健一郎、2004、「アジア・マイグレーション研究の意義」『現代アジア学の創生第1回共同研究大会報告書』、早稲田大学21世紀COEプログラム実行委員会。
- 玄善允、2012、「口述資料の利用などについて」『朝鮮族研究学会通信』、6。
- 本田弘之、2012、『文革から「改革開放」期における中国朝鮮族の日本語教育の研究』、ひつじ書房。
- 御手洗大輔、2013、「中国失業保障の法的構造とその限界に関する研究」『東北アジア研究』、17、東北大学東北アジア研究センター。
- 宮島美花、2007、「エスニック・トランスナショナル・アクター再考(1)：朝鮮族の新たな跨境生活圏」『香川大学経済論叢』、80(2)。
- 毛桂榮、2012、「『戸籍制度』と公共サービスの制度構築」『明治学院大学法学研究所年報』、28。
- Faist, Thomas, 2000, *The Volume and Dynamics of International Migration and Transnational Social Spaces*, Oxford University Press.
- Faist, Thomas, 2006, *The Transnational Social Spaces of Migration*, Working Papers—Center on Migration, Citizenship and Development, No. 10, 2006. University of Applied Sciences Bremen.
- IOM(International Organization for Migration), 2006, *IOM policy brief July 2006: Integration in today's mobile world*.
- Kleinschmidt, Harald., 2011, *Migration and the Making of Transnational Social Spaces*, *CDR Quarterly*, vol.2, February 2011, The University of Tokyo.

Transmigratory Movement of the Korean-Chinese and Social Welfare System in China: Focusing on Household Registration System and 'dan wei' System

MIYAJIMA Mika (Kagawa University)

Since the 1990s, the Korean-Chinese actively migrated into large internal metropolitan areas such as Beijing or Shanghai, as well as other countries such as Japan, Russia, and South Korea. As a result, they have faced many problems because of factors such as the rapid population drain from Yanbian and family separations.

It has become increasingly common for a family member's place of residence and the location of employment, schools, and medical care facilities to be widely separated, thus crossing the territories of local governments and international borders. Because of advances in traffic infrastructure, it has become easier for family members to frequently travel be-

tween these locations to maintain family ties. However, because social welfare systems are divided by government-defined territories, inconveniences and disadvantages have affected these devoted family members who travel such great distances. How do the Korean-Chinese address these circumstances in which restrictions and inconveniences have been produced by the social welfare services of local and national governments?

This paper focuses on social welfare system in China which is supported by Household Registration System and 'dan wei(単位)'system. By adopting a life history study methodology, this paper tries to clarify relation between their migration and social welfare.